

証券コード 6392  
(発送日) 2023年6月9日  
(電子提供措置の開始日) 2023年6月6日

株 主 各 位

東京都大田区南馬込一丁目1番3号  
**株式会社ヤマダコーポレーション**  
代表取締役社長 山 田 昌 太 郎

## 第98期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第98期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイト「第98期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】  
<https://yamadacorp.co.jp/ir/stockholder/>

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】  
<https://d.sokai.jp/6392/teiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、下記時刻までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2023年6月28日（水曜日）午後5時40分までに到着するようご返送ください。**

[インターネットによる議決権行使の場合]

インターネットにより議決権を行使される場合には、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、**2023年6月28日（水曜日）午後5時40分までに行使してください。**

敬 具

## 記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時
  2. 場 所 東京都品川区大井一丁目50番5号  
アワーズイン阪急（シングル館） 3階
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第98期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第98期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 監査役1名選任の件
  - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

なお、株主総会ご出席株主様へのお土産を取りやめさせていただいております。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年6月29日(木曜日)  
午前10時(受付開始:午前9時)



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月28日(水曜日)  
午後5時40分入力完了分まで



### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年6月28日(水曜日)  
午後5時40分到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 股

〇〇〇〇 印中

XXXXXXXX 年月XX日


議決権の行使

スマートフォン  
議決権行使  
タブレット  
PCでの記入

1056510  
見本  
1056510

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に〇印

※議決権行使書用紙はイメージです。

- ・インターネットおよび書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://www.web54.net>

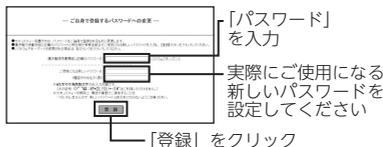
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00～21:00)

# 事業報告

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済の動向は、米国においては、実質GDPのプラス成長は続いているものの、住宅投資はマイナス成長になるなど、FRBによる金融引き締めが民間需要を低迷させており、設備投資や個人消費の成長率の伸びも鈍化しました。

欧州においては、高インフレと金融引き締めを受けて景気は減速しておりますが、景況感底打ちし、ガス価格の低下、堅調な雇用環境、脱ロシアや復興基金などに後押しされた投資需要などが成長の下支えとなりました。

中国をはじめとする新興国経済は、中国においては、上海市の事実上のロックダウンなどから経済活動に支障をきたし、成長率を大きく押し下げました。ゼロコロナ政策の堅持により緩やかに回復しましたが、その後、ウィズコロナ政策に舵を切ったものの、各地で感染爆発が発生し再び失速するなど一進一退の動きが続きました。

一方、日本経済においては、鉱工業生産は、供給制約や海外経済減速に伴う輸出の低迷を受けて弱い動きとなりましたが、個人消費は、対面型サービスを中心に持ち直してきており、また、設備投資も高水準の企業収益を背景に底堅く推移しているなど、一部に弱さがみられるものの、緩やかな持ち直しの動きとなりました。

こうした中、当社グループにおいては、オートモティブ部門の売上は、環境改善機器でありますフロンガス交換機が好調を維持したことにより順調な推移となり、また、インダストリアル部門では、当社の主力製品でありますダイアフラムポンプの売上が海外を中心に増加し好調な推移となりました。

この結果、当連結会計年度の連結売上高は13,716百万円（前期比1,512百万円、12.4%増）となりました。売上高を部門別にみますと、オートモティブ部門は3,465百万円（前期比72百万円、2.1%増）、インダストリアル部門は8,572百万円（前期比1,240百万円、16.9%増）となり、上記部門に属さないサービス部品や修理売上などのその他の部門の売上高は1,678百万円（前期比199百万円、13.5%増）となりました。

利益面では、売上総利益は5,746百万円（前期比396百万円、7.4%増）となり、営業利益は1,872百万円（前期比61百万円、3.4%増）、経常利益は2,095百万円（前期比398百万円、23.5%増）となり、親会社株

主に帰属する当期純利益は1,494百万円（前期比327百万円、28.0%増）となりました。

当連結会計年度における報告セグメントの業績は次のとおりであります。

日本における外部顧客に対する売上高は6,300百万円（前期比196百万円、3.2%増）、営業利益は1,122百万円（前期比△71百万円、6.0%減）となりました。米国における外部顧客に対する売上高は4,837百万円（前期比972百万円、25.2%増）、営業利益は602百万円（前期比242百万円、67.5%増）となりました。オランダにおける外部顧客に対する売上高は1,311百万円（前期比95百万円、7.9%増）、営業利益は62百万円（前期比16百万円、37.1%増）となりました。中国における外部顧客に対する売上高は948百万円（前期比220百万円、30.4%増）、営業利益は101百万円（前期比27百万円、36.6%増）となりました。タイにおける外部顧客に対する売上高は318百万円（前期比26百万円、9.2%増）、営業利益は67百万円（前期比28百万円、71.7%増）となりました。

また、当連結会計年度の連結売上高に占める海外売上高は7,803百万円（前期比1,237百万円、18.9%増）で、その割合は56.9%（前期53.8%、3.1ポイント増）となりました。

（注）文中における記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 企業集団の部門別売上高

（単位 百万円）

区 分	当 期		前 期		比較増減
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
オ ー ト モ テ ィ ブ 部 門	3,465	25.3	3,393	27.8	2.1
イ ン ダ ス ト リ ア ル 部 門	8,572	62.5	7,332	60.1	16.9
そ の 他	1,678	12.2	1,478	12.1	13.5
合 計	13,716	100.0	12,204	100.0	12.4

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

#### ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の主なものは、当社の新規金型および生産設備機械の取得など総額302百万円であります。

#### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度は、特記すべき資金調達は行っておりません。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 企業集団および当社の直前3事業年度の財産および損益の状況

### ① 企業集団の直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第95期 (2019年度)	第96期 (2020年度)	第97期 (2021年度)	第98期 (当連結会計年度)
売上高(百万円)	10,752	10,102	12,204	<b>13,716</b>
経常利益(百万円)	1,374	1,272	1,696	<b>2,095</b>
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	940	907	1,167	<b>1,494</b>
1株当たり当期純利益(円)	393.03	379.24	487.56	<b>624.19</b>
総資産(百万円)	13,007	15,130	17,038	<b>18,059</b>
純資産(百万円)	10,355	11,131	12,284	<b>13,743</b>

(注) 1. 単位百万円の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第97期連結会計年度の期首から適用しており、第97期連結会計年度以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### ② 当社の直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第95期 (2019年度)	第96期 (2020年度)	第97期 (2021年度)	第98期 (当事業年度)
売上高(百万円)	8,384	7,457	9,185	<b>9,913</b>
経常利益(百万円)	964	925	1,477	<b>1,512</b>
当期純利益(百万円)	705	721	1,066	<b>1,126</b>
1株当たり当期純利益(円)	294.52	301.39	445.44	<b>470.46</b>
総資産(百万円)	9,936	11,818	13,442	<b>13,857</b>
純資産(百万円)	8,000	8,505	9,334	<b>10,213</b>

(注) 1. 単位百万円の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第97期事業年度の期首から適用しており、第97期事業年度以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### (3) 重要な親会社および子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社 ヤマダプロダクツサービス	20,000 千円	100%	当社製品の修理・販売
ヤマダアメリカINC. (アメリカ)	1,300 千米ドル	100%	当社製品の販売
ヤマダヨーロッパB.V. (オランダ)	680 千ユーロ	100%	当社製品の販売
ヤマダ上海ポンプ貿易 有限公司 (中国)	7,425 千円	100%	当社製品の販売
ヤマダタイランドCo.,Ltd. (タイ)	10,000 千バーツ	100%	当社製品の販売
株式会社 ヤマダメタルテック	30,000 千円	32.7% (35.5%)	当社製品の製造

(注) 当社の出資比率の( )は、緊密な者または同意している者の所有割合で外数であります。

### (4) 対処すべき課題

当社グループは、2025年(第100期事業年度)を見据え、グループビジョン「YAMADA toward 2025」を掲げ、企業価値向上のための取り組みを推進しております。中期経営計画「Jump!! 2024」の2年目となる2023年3月期は、コロナ禍の影響を最小限に抑え業績回復に努めました。また、積極的な改革の手を緩めることなく、新相模原工場の生産性向上や、新基幹システムの構築、新人事制度の構築など、更なる企業価値向上を目指す施策に取り組んでおります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### ① 会社の経営の基本方針

当社グループは「堅実で公正な企業活動を通じて、お客様のニーズ、社員の喜び、株主の期待、産業と社会の発展に誠実に取り組む」ことを企業理念として掲げ、ポンプ事業、カーメンテナンス機器事業、作業環境改善機器事業の三つの事業を核として、ものづく

りの「品質へのこだわり」、販売からアフターサービスに至る徹底したお客様サービス「トータルサポート」でグローバルリーディングカンパニーを目指します。

## ② 目標とする経営指標

- ・企業の持続的な成長や価値向上のためには、持続的かつコンスタントな投資が不可欠であるという認識から、投資の原資となる収益を重視し、営業利益率の適正なマネジメントに努めます。2022年6月には新相模原工場が稼働を開始しましたが、償却負担も踏まえて早期に投資効果を実現し適切な利益を確保する必要性を認識しております。
- ・株主を重視する経営の観点から、株主資本に対する利益率（ROE）の向上を目指します。当社の将来へ向けた成長戦略とその着実な推進がそれを実現すると考えております。
- ・これらを実現していくため、人財と生産能力の質的向上に注力していきます。2023年3月に制定した当社の「人財ビジョン」に基づく人材育成を促進するとともに、2022年6月から稼働した新相模原工場の生産能力の極大化やサプライチェーンの再構築などにより原価低減や生産性向上に継続的に取り組んでいきます。

## ③ 経営環境

国内市場において安定的に推移してきたオートモティブ部門は、自動車のEV化の流れが強まる中、市場の需要が大きく変質していくことが想定されますが、当面は底堅いニーズがあると見込んでおります。

海外市場においては、国際的な政治情勢の変動、エネルギー価格や原材料の高騰、世界的なインフレ進行と金融政策の動向など、先行きの不透明感が増しており、様々な要因が経営に与える影響も予測がより難しい環境になっております。しかしながら、当社の主力製品であるダイアフラムポンプに対する多様なニーズや潜在需要を鑑みると、グローバルに事業を行うなか各々の地域情勢に応じた戦略を展開することで持続的な成長を目指すことが可能と考えております。そのためには、グローバルカンパニーとしての組織力や人財力の向上が重要であると認識しております。

#### ④ 中長期的な会社の経営戦略

- ・全世界への拡販

当社の製品があらゆる地域で利用していただけることを願い、常にお客様目線を念頭に市場把握力を強化する「ニーズに応えるマーケティング戦略」を推進し、グローバルな経営を推し進めます。

- ・技術開発

新製品の開発と新商品の探索を最優先課題として取り組み、「価格」と「価値」のベストバランスを実現した競争力の高い製品を市場に投入すべく、「ニーズに応えるものづくり品質向上戦略」を推進し、業容拡大と生産性向上に継続的にチャレンジします。

- ・お客様への対応力向上

製造から販売、さらにはメンテナンスに至るお客様への「トータルサポート」の実現を目指し、「トータルサポート向上戦略」を推し進めます。

- ・人財力強化

中期経営計画「Jump!!2024」においても、当社グループは引き続き大きな改革実現を目指しておりますが、その要諦はやはり、人財力と組織力の改革です。そのために当社は“開かれた組織”を目指してまいります。2023年3月に当社の求める人財像を「変化」「お客様志向」「共創」の3つの価値観で明確化した「人財ビジョン」を定めましたが、この価値観をしっかりと共有していくことで、当社グループや従業員個人を取り巻く様々な変化に対応し変革・改革を実現する力、組織や個人の枠に囚われず共創して物事を成し遂げる力を高め、常にお客様に目を向け事業を通じて社会に貢献し続けることを目指してまいります。

- ・情報力向上

激動する時代の変化を敏感かつ確実に捉え、よりよい意思決定と、最適な情報発信をすべく、「マネジメント基盤強化戦略」を推進し、IT基盤の強化を中心に情報力の強化を推し進めます。コロナ禍を契機として加速した働き方の多様化を支えるIT基盤の整備や変質または増加する情報リスクへのセキュリティの向上も進めてまいります。

## ⑤ 中期経営計画「Jump!!2024」の基本方針

1. 市場拡大
2. 生産効率化
3. 人財力強化
4. 事業継続計画（BCP）
5. 働き方の多様化

### <三大戦略>

#### ・マーケティング戦略

国内外ともダイアフラムポンプの売上拡大に最大注力する。市況の成り行きに抗う。

#### ・生産戦略

ダイアフラムポンプを中心に原価低減を更に推し進める。売上拡大による量産効果だけでなく、全局面で原価低減し、利益を確保する。

#### ・人財戦略

売上拡大、原価低減を支える人財戦略を迅速に実行する。

### <共通戦略基盤>

#### ・BCP、DR（事業継続計画、災害復旧計画）

収益性の回復の前提として、感染症から命を守り、事業を継続することで、社員と取引先の生活と安心を維持する。

#### ・ABW（機能に応じた働き方、働く場の実現）

これまでの仕事の仕方を変えていくため、働く「場」も変えていく。

### <財務戦略>

#### ・外部負債の圧縮、資金コストの削減

大方針である収益性の回復によって生み出されるキャッシュ・フローを重点施策と成長領域に再投資していくことによって、持続的成長と企業価値向上を図りながら安定的な株主還元を実現していく。

収益管理の観点では売上高営業利益率を、資本効率の観点ではROEを重要指標とする。

<重点施策目標>

- ・売上高総利益率向上（営業）×製造原価率の低減（工場）

<コロナ後を見据えた仕込み>

- ・ITを積極活用した「見える化」すなわち当社グループにとってのDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進。

(5) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社グループは、当社と子会社6社で構成されており、自動車・航空機・産業機械など各種機械類の潤滑を要する箇所にオイル・グリースなどの潤滑剤を給油する機器、また接着剤、インキ、化学薬品、その他液材を圧送する産業用設備機器の製造、販売やこれに付随するサービス業務の事業を行っております。

(6) 主要な事業所および工場（2023年3月31日現在）

① 当 社

本 社	東京都大田区南馬込一丁目1番3号
営 業 本 部	東京都大田区南馬込一丁目1番3号
営 業 所	東 京 営 業 所 (東京都大田区)
	大 阪 営 業 所 (大阪府城東区)
	名 古 屋 営 業 所 (名古屋市守山区)
	福 岡 営 業 所 (福岡市博多区)
	札 幌 営 業 所 (札幌市豊平区)
	仙 台 営 業 所 (仙台市泉区)
	広 島 営 業 所 (広島市佐伯区)
工 場	相 模 原 工 場 (相模原市中央区)
倉 庫	製 産 品 物 流 セ ン タ ー (相模原市緑区)

② 子会社

株式会社ヤマダプロダクツサービス	(相模原市緑区)
ヤマダアメリカINC.	(アメリカ イリノイ州)
ヤマダヨーロッパB.V.	(オランダ ヘンゲロー市)
ヤマダ上海ポンプ貿易有限公司	(中国 上海市)
ヤマダタイランドCo.,Ltd.	(タイ サムットプラカーン県)
株式会社ヤマダメタルテック	(相模原市緑区)

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
333名(52名)	5名増(9名増)

(注) 使用人数は就業人員であり、パート、アルバイトおよび嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
211名(42名)	7名増(5名増)	42.8歳	17.8年

(注) 使用人数は就業人員であり、パート、アルバイトおよび嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社埼玉りそな銀行	1,017百万円
株式会社三井住友銀行	260
株式会社横浜銀行	357
株式会社りそな銀行	40

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

② 当社の主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社埼玉りそな銀行	1,017百万円
株式会社三井住友銀行	260
株式会社横浜銀行	278

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 9,600,000株
- ② 発行済株式の総数 2,400,000株
- ③ 株主数 1,932名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
山田昌太郎	192千株	8.02%
株式会社豊和	173	7.22
INTERACTIVE BROKERS LLC	130	5.45
株式会社埼玉りそな銀行	117	4.91
山田幸太郎	113	4.72
株式会社バンザイ	86	3.63
光通信株式会社	80	3.36
不二サッシ株式会社	68	2.86
山田三千子	66	2.77
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	54	2.29

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は自己株式 (6,009株) を控除して計算し、小数点第3位を切り捨てて表示しております。  
3. 2022年4月22日付で、エフエムアール エルエルシー (FMR LLC) より当社株式に係る大量保有報告書が関東財務局長に提出されております。当該大量保有報告書において、2022年4月15日現在で65千株を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末日における実質保有株式数の確認が出来ていないため、上記株主には含めておりません。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役および監査役の状況（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 田 昌太郎	
取 締 役	山 田 幸太郎	相模原工場長兼技術本部長 兼生産革新センター長 株式会社ヤマダプロダクツサービス 代表取締役社長
取 締 役	亀 山 慎 史	営業本部長兼海外営業部長 ヤマダアメリカINC. President ヤマダヨーロッパB.V. President ヤマダ上海ポンプ貿易有限公司 董事長 ヤマダタイランドCo.,Ltd. President
取 締 役	池 原 賢 二	管理本部長
取 締 役	早 稻 本 和 徳	伊東・早稲本法律事務所 弁護士 シノケンリート投資法人 監督委員
常 勤 監 査 役	醍 醐 尚 人	
監 査 役	猿 渡 良 太 郎	あると築地有限責任監査法人 代表社員 公認会計士、税理士
監 査 役	清 水 敏	ひかり総合法律事務所 弁護士 TAK-Circulator株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役早稲本和徳氏は、社外取締役であります。
2. 監査役醍醐尚人、猿渡良太郎および清水敏の3氏は、社外監査役であります。
3. 監査役猿渡良太郎氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役早稲本和徳ならびに監査役醍醐尚人、猿渡良太郎および清水敏の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役早稲本和徳ならびに社外監査役醍醐尚人、猿渡良太郎および清水敏の4氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

#### ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者が職務の執行に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金および訴訟費用等を補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社および国内子会社の取締役および監査役ならびに当社から海外子会社への出向役員、当社の管理職従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額会社負担としております。

④ 取締役および監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社取締役の報酬額またはその算定方法の決定に関する方針は、2019年4月15日に設置いたしました任意の諮問機関である指名・報酬委員会が取締役会から報酬額の算定方法について諮問を受けて当社の事業規模、内容、業績、職務内容や責任の軽重等を勘案して審議し、その内容を取締役会に報告し、取締役会にて報酬限度額の範囲内で決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

固定報酬に関する方針

固定報酬の内訳は基本報酬、業績評価報酬、個人評価報酬からなる。

・基本報酬

原則として業績に関わらず定額の報酬とする。

・業績評価報酬

前期の業績結果および経営改善実績によって変動の報酬とする。

・個人評価報酬

前期の個人目標の達成度によって変動の報酬とする。

ロ. 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			支給人員 (名)
		固 定 報 酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役	114,420	114,420	—	—	6
監 査 役	19,800	19,800	—	—	4
(うち社外役員)	(24,000)	(24,000)	(—)	(—)	(5)
合 計	134,220	134,220	—	—	10

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第81期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち社外取締役は0名）です。
2. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第81期定時株主総会において年額25百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
3. 上記には、2022年6月29日開催の第97期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役0名）及び監査役1名（うち社外監査役1名）を含んでおりません。

⑤ 社外役員に関する事項

社外取締役 早稲本和徳

社外監査役 醍醐尚人、猿渡良太郎、清水敏

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
早稲本和徳、猿渡良太郎および清水敏の3氏の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 早稲本 和 徳	<p>社外取締役早稲本和徳氏は当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。 (出席率：取締役会 100%)</p> <p>同氏は、弁護士として培われた高度な専門的知識と豊富な経験を有しており、主にその専門的見地から意見を述べるなど、当社のコーポレートガバナンス体制の強化に際して、助言・提言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会1回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。</p>
監査役 醍 醐 尚 人	<p>社外監査役醍醐尚人氏は2022年6月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、また、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。 (出席率：取締役会 100% 監査役会 100%)</p> <p>同氏は、金融機関で支店長、執行役員を歴任した事から企業財務に精通しており、その専門的な知識と豊富な経験等を活かした客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。また、監査役会においても監査の方法その他監査役の職務の執行に関する事項について、その見地から意見の表明を適宜行っております。</p>
監査役 猿 渡 良 太 郎	<p>社外監査役猿渡良太郎氏は当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査役会19回の全てに出席いたしました。 (出席率：取締役会 100% 監査役会 100%)</p> <p>同氏は、公認会計士および税理士として豊富な専門的知見を有しており、その高度な専門知識を活かした客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。また、監査役会においても監査の方法その他監査役の職務の執行に関する事項について、その見地から意見の表明を適宜行っております。</p>
監査役 清 水 敏	<p>社外監査役清水敏氏は当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査役会19回の全てに出席いたしました。 (出席率：取締役会 100% 監査役会 100%)</p> <p>同氏は、弁護士として企業法務に精通しており、会社再生処理に係る弁護士業務として、財務書類等の検討および経営改善策の策定等を日常的な業務としており、その豊富な経験と優れた専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。また、監査役会においても監査の方法その他監査役の職務の執行に関する事項について、その見地から意見の表明を適宜行っております。</p>

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名 称 青南監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の前年度の監査計画と実績の状況、当年度の監査計画の内容、会計監査の職務の遂行状況および報酬見積りの算出根拠の妥当性などについて検証し、審議した結果、報酬等の額は適切であると判断し、同意いたしました。

3. 当社の海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む）の監査を受けております。

#### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

#### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社と青南監査法人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することとしております。

#### (5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり決定しております。

##### 1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

① 当社および当社グループは、役員および社員が法令、定款、社内諸規則、社会規範を遵守した行動をとるため、ヤマダグループ行動憲章、行動規範を定める。

② 当社は、コンプライアンスを担当する部門を人事総務部とし、総務担当取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。

③ 当社および当社グループは、社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある反社会的勢力との関係を一切遮断する。

反社会的勢力による不当要求等への対応を所管する部署を人事総務部とし、事案発生時の報告および対応に係る規定等の整備を行い、反社会的勢力に対しては警察等関連機関とも連携し毅然とした態度で対応する。

- ④ ①の周知徹底を図るため人事総務部が中心となり、役職員に対し教育、研修を行い、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。

(運用状況の概要)

当社では、企業理念、ヤマダグループ行動憲章、行動規範を定め、定期的な社内研修を通じてコンプライアンスの意識を醸成するとともに、入社時の研修においても実施し、全役職員に周知しております。

また、「コンプライアンス規定」を定め、コンプライアンス推進に関する事項を定めております。コンプライアンス委員会は、毎年定期的に開催することとし、コンプライアンスに関する意識向上や関係規定の整備等コンプライアンスの推進について協議しております。

反社会的勢力との取引を遮断するため、新規取引に際しては、個別に調査を行い、必要に応じて、契約に反社会的勢力の排除に関する規定を盛り込むなどの対応を行っております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
取締役の職務の執行に係る情報を「文書管理規定」、「稟議規定」により文書または電磁的媒体に記録し保存する。

取締役および監査役は、これらの文書または電磁的媒体をいつでも閲覧できるものとする。

(運用状況の概要)

上記のとおり、「文書管理規定」および「稟議規定」等で文書の管理体制を構築しております。稟議書については、電磁的方法により管理されており、取締役および監査役はいつでも閲覧できる体制を整えております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
サステナビリティへの対応並びに当社を取り巻く様々な経営リスクへの適切な対応を行うとともに、万一経営リスクが発生した場合の影響を最小化する事を目的に「サステナビリティ管理規定」を定め、これを遂行する為、総務担当取締役を委員長とするサステナビリティ委員会を設置する。

(運用状況の概要)

当社では、サステナビリティ委員会を毎年半期に1回開催しており、また、経営リスクが発生し、または発生の可能性が認識された場合にも直ちに開催することとしております。サステナビリティ委員会では、サステナビリティに関わるリスク管理、戦略、指標・目標の策定及び経営リスクの識別、分類、分析、評価を行い、評価に基づく対応策を策定し、各部門に必要な指示を行っております。また、災害を想定した訓練を入社時および毎年定期的に実施し、被害の最小化を図っております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
取締役の職務の執行の効率性の確保は「組織及び職務分掌規定」により、各取締役が自己の職務範囲について責任をもって業務を遂行する。

(運用状況の概要)

当社では、「組織及び職務分掌規定」に基づく「職務分掌」および「職務権限表」を定め、取締役の職務範囲、自己が判断できる範囲を明確にし、責任を明確にするとともに効率的な業務の遂行を図っております。

また、取締役会において決定すべき事項、経営会議において決定すべき事項についても、それぞれ「取締役会規定」、「経営会議規定」により区別して定めることにより、意思決定の迅速化を図っております。

5. 当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社各社の自主性を尊重しつつ、緊密な連携を図り、適正かつ効率的な経営のため、当社が事前に承認すべき事項、定期的に報告すべき事項、当社と各子会社との情報共有に関する事項、監査法人による監査に関する事項等を「子会社管理規定」および「親会社と海外子会社の運営規定」に定める。

なお、経営管理室は当社およびグループ各社の内部統制に関する担当部門として内部統制に関する協議、情報の共有化、指示、要請等が効率的に行われるシステムを構築する。

(運用状況の概要)

上記のとおり、「子会社管理規定」および「親会社と海外子会社の運営規定」を定めて運用しております。また、内部監査人は定期的に重要な子会社へ往査し、内部統制に関する協議、情報の共有化等を行っております。

6. 監査役監査の充実を図るための体制

① 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役は短期集中的な監査業務を要するので、補助使用人の必要が生じた場合は監査役の要請により補助者を置いて監査業務の補助を行うことができる。

② 前号使用人の取締役からの独立性に関する事項

上記補助者は監査役の指揮命令の下で職務を遂行し、人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役会と協議を行うものとする。

③ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および従業員は、監査役会に対して、法定事項のほか、当社およびグループ企業の経営、業績に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、重大な法令・定款違反行為がその他監査役会への報告事項を遅滞なく報告する。

さらに、「内部通報制度運用規定」を定め、組織的または個人的な法令違反ないし不正行為等の通報・相談窓口を設け、通報者に対する不利益な取り扱いを行わない旨を明示する。

④ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行上について生ずる経費、また、弁護士等外部専門家の助言を受けた場合の費用、職務執行上必要な知識の習得のための研修費用等について請求した場合は、職務の執行上必要でないと認められる場合を除き、当該費用を速やかに支給する。

⑤ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、会計監査人から会計監査内容について、また、内部監査部門からも業務監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換

を行うなど連携を図る。

(運用状況の概要)

上記のとおり監査役監査の充実を図る体制を整備しており、監査役の要請に応じて補助すべき使用人の選定、その独立性の確保、必要な費用の支給等、速やかに対応することとしております。  
ております。

## 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>10,403,114</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>2,577,959</b>
現金及び預金	4,530,911	支払手形及び買掛金	1,278,709
受取手形	125,152	短期借入金	118,773
売掛金	1,636,120	1年内返済予定の長期借入金	333,376
電子記録債権	265,067	リース債務	20,340
商品及び製品	2,289,824	未払費用	238,457
仕掛品	574,555	未払法人税等	195,039
原材料及び貯蔵品	711,721	返金負債	9,012
その他	270,537	製品保証引当金	13,790
貸倒引当金	△777	賞与引当金	188,600
<b>固 定 資 産</b>	<b>7,656,273</b>	その他	181,858
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>6,891,675</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,737,726</b>
建物及び構築物	5,076,126	長期借入金	1,223,002
機械装置及び運搬具	291,578	リース債務	31,931
土地	1,207,399	繰延税金負債	171,314
リース資産	57,507	退職給付に係る負債	199,159
建設仮勘定	90,047	役員退職慰労引当金	51,099
その他	169,015	長期未払金	30,020
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>209,324</b>	負ののれん	12,229
<b>投資その他の資産</b>	<b>555,273</b>	資産除去債務	15,471
投資有価証券	265,520	その他	3,500
繰延税金資産	249,133	<b>負 債 合 計</b>	<b>4,315,685</b>
その他	43,619	<b>純 資 産 の 部</b>	
貸倒引当金	△3,000	<b>株 主 資 本</b>	<b>12,911,961</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>18,059,387</b>	資本金	600,000
		資本剰余金	58,187
		利益剰余金	12,261,168
		自己株式	△7,394
		その他の包括利益累計額	548,224
		その他有価証券評価差額金	52,073
		為替換算調整勘定	496,151
		非支配株主持分	283,515
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>13,743,702</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>18,059,387</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金	額
売上高		13,716,862
売上原価		7,970,215
売上総利益		5,746,647
販売費及び一般管理費		3,874,344
営業利益		1,872,302
営業外収益		
受取利息	3,533	
受取配当金	8,457	
負ののれん償却額	4,891	
補助金収入	56,747	
為替差益	100,177	
不動産賃貸料	30,017	
その他	26,030	229,856
営業外費用		
支払利息	2,976	
減価償却費	3,434	
その他	431	6,841
経常利益		2,095,316
特別利益		
固定資産売却益	1,519	1,519
特別損失		
固定資産処分損	15,519	15,519
税金等調整前当期純利益		2,081,315
法人税、住民税及び事業税	598,026	
法人税等調整額	△5,494	592,532
当期純利益		1,488,783
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△5,538
親会社株主に帰属する当期純利益		1,494,321

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から)  
(2023年3月31日まで)

(単位 千円)

	株主資本					その他の包括利益累計額			非支配株主分	純資産計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	600,000	58,187	11,020,615	△7,205	11,671,597	45,273	276,073	321,346	291,072	12,284,016
当連結会計年度変動額										
剰余金の配当			△253,768		△253,768			-		△253,768
親会社株主に帰属する当期純利益			1,494,321		1,494,321			-		1,494,321
自己株式の取得				△188	△188			-		△188
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					-	6,799	220,078	226,878	△7,556	219,321
当連結会計年度変動額合計	-	-	1,240,552	△188	1,240,364	6,799	220,078	226,878	△7,556	1,459,685
当連結会計年度期末残高	600,000	58,187	12,261,168	△7,394	12,911,961	52,073	496,151	548,224	283,515	13,743,702

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 連結の範囲に関する事項
- |          |   |
|----------|---|
| 連結子会社の状況 |   |
| 連結子会社の数  | 6社  |
| 連結子会社の名称 | ヤマダアメリカINC.、ヤマダヨーロッパB.V.、<br>(株)ヤマダプロダクツサービス、(株)ヤマダメタルテック、<br>ヤマダ上海ポンプ貿易有限公司、<br>ヤマダタイランドCO.、LTD. |
- (2) 持分法の適用に関する事項
- 該当事項はありません。
- (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項
- 連結子会社のうちヤマダ上海ポンプ貿易有限公司及びヤマダタイランドCO.、LTD.の決算日は12月31日ですが、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。その他の連結子会社の決算日は連結決算日と同一であります。
- (4) 会計方針に関する事項
- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
- イ. 有価証券の評価基準及び評価方法
- その他有価証券
- ・市場価格のない株式等以外のもの  
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
  - ・市場価格のない株式等  
主として移動平均法による原価法を採用しております。
- ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産（リース資産を除く）
- 主として定率法によっております。ただし、当社及び国内連結子会社の1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
- ロ. 無形固定資産
- 定額法によっております。
- なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ハ. リース資産
- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。
  - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金
- 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金
- 従業員の賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

#### 八、役員退職慰労引当金

一部の連結子会社の役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### 二、製品保証引当金

製品保証に伴う費用の支出に備えるため、過去の実績率に基づいて算出した見積額を計上しております。

#### ④ 退職給付に係る会計処理の方法

主に、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下の通りであります。

商品又は製品の販売に係る収益認識

商品又は製品に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は商品又は製品の支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

但し、国内販売においては、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、出荷時から商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

なお、商品又は製品の販売において、取引量、取引金額及び回収の状況に応じた販売奨励金等の顧客に支払われる対価については、かかる収益より控除しております。

#### ⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産負債、及び収益費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

#### (5) 負ののれんの償却に関する事項

負ののれんの償却については、20年間の均等償却を行っております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより、当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であり、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の減損

① 当連結会計年度末における有形固定資産及び無形固定資産の総額は7,100,999千円であります。

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループの保有する有形固定資産及び無形固定資産について、減損の兆候がある場合には、減損の兆候が把握されたセグメントの将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フロー合計が当該セグメントの固定資産の帳簿価額を下回るものについて、その「回収可能価額」を「正味売却価額」又は「使用価値」との比較により決定し、「回収可能価額」が固定資産の帳簿価額を下回るものについて減損損失を認識します。従って、前提とした状況が変化し、当初見込んでいた収益が得られなかった場合、減損処理を実施し、当社グループの業績を悪化させる可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度末における繰延税金資産の総額は249,133千円であります。

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があります。実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産	建物及び構築物	574,683千円
	土地	632,784
	合計	1,207,468

② 担保に係る債務	短期借入金	80,000千円
	合計	80,000

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 4,228,880千円

### 4. 連結損益計算書に関する注記

補助金収入の内訳	相模原市建物建設奨励金	31,238千円
	神奈川県企業立地促進補助金	21,010
	相模原市特別融資制度利子補給金	3,016
	その他の補助金	1,483
	合計	56,747

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数

連結会計年度末における発行済株式の数      普通株式                      2,400,000株

### (2) 配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

・2022年6月29日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

配当金の総額                      143,643千円

1株当たり配当額                  60.00円

基準日                              2022年 3月31日

効力発生日                        2022年 6月30日

・2022年11月8日開催の取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額                      110,125千円

1株当たり配当額                  46.00円

基準日                              2022年 9月30日

効力発生日                        2022年12月 5日

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2023年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額                      201,095千円

1株当たり配当額                  84.00円

基準日                              2023年 3月31日

効力発生日                        2023年 6月30日

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用において短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。受取手形、売掛金及び電子債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

### (2) 金融商品の時価に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額88,885千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位 千円)

	連結貸借対照表計上額(※)	時 価(※)	差 額
① 受 取 手 形	125,152	125,152	－
② 売 掛 金	1,636,120	1,636,120	－
③ 電 子 記 録 債 権	265,067	265,067	－
④ 投 資 有 価 証 券			
そ の 他 有 価 証 券	176,635	176,635	－
⑤ 支 払 手 形 及 び 買 掛 金	(1,278,709)	(1,278,709)	－
⑥ 短 期 借 入 金	(118,773)	(118,773)	－
⑦ 長 期 借 入 金	(1,556,378)	(1,556,665)	287
⑧ リ ー ス 債 務	(52,271)	(48,990)	△3,280
⑨ デ リ バ テ ィ ブ 取 引	－	－	－

(※) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

### (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定となる資産又は負債に関する相場価格によって算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### ①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位 千円)

区 分	時 価			合 計
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	
投資有価証券 その他有価証券 株式	176,635	－	－	176,635

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位 千円)

区 分	時 価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合 計
受 取 手 形	—	125,152	—	125,152
売 掛 金	—	1,636,120	—	1,636,120
電 子 記 録 債 権	—	265,067	—	265,067
支 払 手 形 及 び 買 掛 金	—	1,278,709	—	1,278,709
短 期 借 入 金	—	118,773	—	118,773
長 期 借 入 金	—	1,556,665	—	1,556,665
リ ー ス 債 務	—	48,990	—	48,990

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

受取手形、売掛金及び電子記録債権

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

支払手形及び買掛金、並びに短期借入金

これらの時価は、一定期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント						その他	合計
	日本	米国	オランダ	中国	タイ	計		
売上高								
オートモティブ	3,343,204	－	49,859	10,581	62,168	3,465,813	－	3,465,813
インダストリアル	1,481,662	4,837,896	1,261,337	798,343	193,739	8,572,979	－	8,572,979
その他	1,476,128	－	－	139,083	62,858	1,678,070	－	1,678,070
顧客との契約から生じる収益	6,300,994	4,837,896	1,311,196	948,008	318,766	13,716,862	－	13,716,862
その他の収益	－	－	－	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	6,300,994	4,837,896	1,311,196	948,008	318,766	13,716,862	－	13,716,862

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた負債のうち、連結会計年度末までの販売に関連して顧客に支払われると予想される達成リベート等の見積り及び返品に係る負債を、返金負債として認識しております。返金負債の連結会計年度末残高は、連結貸借対照表に記載の通りであります。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

5,622円49銭

1株当たり当期純利益

624円19銭

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>7,358,337</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>2,192,750</b>
現金及び預金	3,278,720	支払手形	960,632
受取手形	115,287	買掛金	335,961
電子記録債権	265,067	1年内返済予定の長期借入金	333,376
売掛金	1,430,914	未払金	120,184
商品及び製品	860,676	未払費用	74,641
仕掛品	559,406	未払法人税等	176,163
原材料及び貯蔵品	622,025	返金負債	1,336
前払費用	29,619	前受金	3,383
未収入金	96,256	預り金	12,279
その他	100,872	製品保証引当金	13,790
貸倒引当金	△509	賞与引当金	161,000
<b>固 定 資 産</b>	<b>6,498,990</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,451,358</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>5,436,544</b>	長期借入金	1,223,002
建物	4,110,965	退職給付引当金	180,464
構築物	320,386	長期未払金	30,020
機械及び装置	211,477	資産除去債務	14,371
車両運搬具	25,659	その他	3,500
工具備品	28,049		
器具備品	91,004	<b>負 債 合 計</b>	<b>3,644,108</b>
土地	558,953		
建設仮勘定	90,047	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>206,646</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>10,161,145</b>
特許権	8,051	資本金	600,000
商標権	1,129	資本剰余金	53,746
意匠権	1,698	資本準備金	53,746
ソフトウェア	16,795	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>9,514,792</b>
ソフトウェア仮勘定	178,971	利益準備金	150,000
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>855,799</b>	その他利益剰余金	9,364,792
投資有価証券	265,520	固定資産圧縮積立金	44,048
関係会社株式	431,824	別途積立金	2,070,000
長期前払費用	15,031	繰越利益剰余金	7,250,744
繰延税金資産	122,104	<b>自 己 株 式</b>	<b>△7,394</b>
会 員 権	4,000	評価・換算差額等	52,073
その他	20,318	その他有価証券評価差額金	52,073
貸倒引当金	△3,000	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>10,213,218</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>13,857,327</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>13,857,327</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(2022年 4 月 1 日から  
2023年 3 月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金	額
売 上 高		9,913,875
売 上 原 価		6,861,901
売 上 総 利 益		3,051,974
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,994,832
営 業 利 益		1,057,141
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,557	
受 取 配 当 金	256,328	
補 助 金 収 入	56,414	
不 動 産 賃 貸 料	43,209	
為 替 差 益	83,417	
そ の 他	19,741	460,669
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,794	
減 価 償 却 費	3,434	
そ の 他	426	5,655
経 常 利 益		1,512,155
特 別 利 益		
固 定 資 産 処 分 益	1,208	1,208
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	13,569	13,569
税 引 前 当 期 純 利 益		1,499,793
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	368,775	
法 人 税 等 調 整 額	4,719	373,495
当 期 純 利 益		1,126,298

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金					自己株式	株 主 資本合計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計		
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	600,000	53,746	53,746	150,000	44,048	2,070,000	6,378,214	8,642,263	△7,205	9,288,804
当 期 変 動 額										
剰余金の配当			-				△253,768	△253,768		△253,768
当期純利益			-				1,126,298	1,126,298		1,126,298
自己株式の取得			-						△188	△188
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			-						-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	872,529	872,529	△188	872,340
当 期 末 残 高	600,000	53,746	53,746	150,000	44,048	2,070,000	7,250,744	9,514,792	△7,394	10,161,145

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	45,273	45,273	9,334,077
当 期 変 動 額			
剰余金の配当		-	△253,768
当期純利益		-	1,126,298
自己株式の取得		-	△188
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	6,799	6,799	6,799
当期変動額合計	6,799	6,799	879,140
当 期 末 残 高	52,073	52,073	10,213,218

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
  - ① 子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法によっております。
  - ② その他有価証券
    - ・市場価格のない株式等以外のもの  
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
    - ・市場価格のない株式等  
主として移動平均法による原価法を採用しております。
  - ③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法によっております。  
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
  - ② 無形固定資産  
定額法によっております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
  - ③ リース資産
    - ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。
    - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (3) 引当金の計上基準
  - ① 貸倒引当金  
売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - ② 賞与引当金  
従業員の賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
  - ③ 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
  - ④ 製品保証引当金  
製品保証に伴う費用の支出に備えるため、過去の実績率に基づいて算出した見積額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下の通りであります。

商品又は製品の販売に係る収益認識

商品又は製品に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は商品又は製品の支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

但し、国内販売においては、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、出荷時から商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

なお、商品又は製品の販売において、取引量、取引金額及び回収の状況に応じた販売奨励金等の顧客に支払われる対価については、かかる収益より控除しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより、当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であり、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の減損

① 当事業年度末における有形固定資産及び無形固定資産の総額は5,643,190千円であります。

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社の保有する有形固定資産及び無形固定資産について、減損の兆候がある場合には、減損の兆候が把握されたグループの将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フロー合計が当該グループの固定資産の帳簿価額を下回るものについて、その「回収可能価額」を「正味売却価額」又は「使用価値」との比較により決定し、「回収可能価額」が固定資産の帳簿価額を下回るものについて減損損失を認識します。従って、前提とした状況が変化し、当初見込んでいた収益が得られなかった場合、減損処理を実施し、当社の業績を悪化させる可能性があります。

### (2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度末における繰延税金資産の総額は122,104千円であります。

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産	建物	548,096千円
	構築物	9,084
	土地	114,134
	合計	671,315

② 担保に係る債務 -千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,114,963千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権	623,827千円
② 短期金銭債務	292,922千円

### 4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高	4,239,953千円
② 仕入高	874,759千円
③ 営業取引以外の取引高	273,364千円

(2) 補助金収入の内訳	相模原市建物建設奨励金	31,238千円
	神奈川県企業立地促進補助金	21,010
	相模原市特別融資制度利子補給金	3,016
	その他の補助金	1,150
	合計	56,414

### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	5,936株	73株	一株	6,009株

(注) 自己株式の数の増加73株は、単元未満株式の買取りによるものです。

### 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、棚卸資産評価損、賞与引当金、退職給付引当金、投資有価証券減損額の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、固定資産圧縮積立金、その他有価証券評価差額金であります。

なお、評価性引当額は93,174千円であります。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	ヤマダアメリカNC.	アメリカ合衆国イリノイ州	1,300千米ドル	各種ポンプ及びその周辺機器の販売	(所有)直接100.0%	兼任2名	製品商品の販売先 原材料の仕入先	製品商品の販売(注1) 原材料の仕入(注2)	2,500,159 91,269	売掛金	365,100
子会社	ヤマダヨーロッパB. V.	オランダヘンゲロー市	680千ユーロ	各種ポンプ及びその周辺機器の販売	(所有)直接100.0%	兼任2名	製品商品の販売先	製品商品の販売(注1)	579,949	売掛金	88,778
子会社	ヤマダ上海ポンプ貿易有限公司	中国上海市	7,425千円	各種ポンプ及びその周辺機器の販売	(所有)直接100.0%	兼任2名	製品商品の販売先	製品商品の販売(注1)	617,135	売掛金	48,147
子会社	ヤマダタイランドCO., LTD.	タイサムットプラカーン県	10,000千バーツ	各種ポンプ及びその周辺機器の販売	(所有)直接100.0%	兼任2名	製品商品の販売先	製品商品の販売(注1)	193,760	売掛金	21,975
子会社	(株)ヤマダプロダクツサービス	神奈川県相模原市緑区	20,000千円	各種サービス部品の販売及び修理・据付	(所有)直接100.0%	兼任1名	製品商品の販売先 原材料の仕入先	部品の販売(注1) 原材料の仕入(注2)	348,948 72,100	売掛金 買掛金	31,675 63,267 14,228
子会社	(株)ヤマダメタルテック	神奈川県相模原市緑区	30,000千円	各種ポンプ及びその周辺機器の製造	(所有)直接32.7% 当社役員の子等の親族の直接15.5% 間接20.0%	兼任1名	商品・原材料の仕入先	商品の仕入(注2) 原材料の仕入(注2)	597,163 104,822	買掛金 支払手形	78,099 200,595

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記各社への当社製品商品及び部品の販売については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し交渉のうえ、決定しております。
2. 商品及び原材料の仕入については、当社製品の市場価格、各社から提示された見積書及び総原価を検討のうえ、決定しております。

## 8. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	4,266円19銭
1株当たり当期純利益	470円46銭

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

株式会社ヤマダコーポレーション

取締役会 御中

青南監査法人

東京都港区

代表社員 公認会計士 大野木 猛  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 小平 修  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤマダコーポレーションの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマダコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

株式会社ヤマダコーポレーション  
取締役会 御中

青南監査法人  
東京都港区

代表社員 公認会計士 大野木 猛  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 小平 修  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤマダコーポレーションの2022年4月1日から2023年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、電話回線又はインターネット等を經由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議にオンライン形式も含め出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、青南監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人青南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人青南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月18日

株式会社ヤマダコーポレーション監査役会

常勤監査役（社外監査役） 醍 醐 尚 人 ㊟

監査役（社外監査役） 猿 渡 良太郎 ㊟

監査役（社外監査役） 清 水 敏 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。  
期末配当に関する事項

第98期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金84円00銭といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は201,095,244円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2023年6月30日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役猿渡良太郎氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
さるわたり りょうたろう 猿渡 良太郎 (1963年5月8日生)	1989年10月 中央新光監査法人入所 1993年3月 公認会計士登録 2007年2月 猿渡公認会計士事務所開設 2007年3月 税理士登録 2008年7月 築地監査法人(現あると築地有限責任監査法人)社員就任 2014年8月 あると築地監査法人(現あると築地有限責任監査法人)代表社員就任(現任) 2015年6月 当社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) あると築地有限責任監査法人代表社員	一株
<b>【社外監査役候補者とした理由等】</b> 猿渡良太郎氏は、公認会計士および税理士として豊富な専門的知見を有しており、当社の社外監査役に選任された場合、高度な専門知識を活かし、客観的な立場から当社の経営を監査していただけるものと判断して、選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、同氏は現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。		

(注) 1. 猿渡良太郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 猿渡良太郎氏は社外監査役候補者であります。

3. 当社は、猿渡良太郎氏との間で責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

4. 当社は、猿渡良太郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者が職務の執行に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金および訴訟費用等を補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社および国内子会社の取締役および監査役ならびに当社から海外子会社への出向役員、当社の管理職従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額会社負担としております。

猿渡良太郎氏が社外監査役に就任された場合、被保険者となります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

2022年6月29日開催の第97期定時株主総会において補欠監査役に選任された加藤義久氏の選任の効力は本総会開始の時までとされており、改めて法令に定める監査役員の数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
か とう よし ひさ 加 藤 義 久 (1967年7月8日生)	1990年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入社 1995年11月 中央監査法人入所 1999年4月 公認会計士登録 1999年7月 駿河台法律会計事務所創立パートナー 2000年12月 税理士登録 2008年9月 日本みらい会計事務所代表 2015年9月 税理士法人日本みらい会計代表社員（現任） （重要な兼職の状況） 税理士法人日本みらい会計 代表社員	一株
<p><b>【補欠の社外監査役候補者とした理由等】</b></p> <p>加藤義久氏は公認会計士および税理士として豊富な専門的知見を有しており、当社の監査体制に活かしていただけると判断して、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>		

- (注) 1. 加藤義久氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 加藤義久氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、加藤義久氏が社外監査役に就任された場合、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、加藤義久氏が社外監査役に就任された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定する予定であります。

#### 5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者が職務の執行に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金および訴訟費用等を補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社および国内子会社の取締役および監査役ならびに当社から海外子会社への出向役員、当社の管理職従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額会社負担としております。

加藤義久氏が社外監査役に就任された場合、被保険者となります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

場 所 東京都品川区大井一丁目50番 5号  
アワーズイン阪急（シングル館）3階  
電 話 03-3777-5101（当社人事総務課）



### ■交通のご案内

#### ●「大井町駅」

< JR 京浜東北線 > 中央改札を出て右側(中央西方面)の階段をご利用ください。  
中央口 (アトレ側) を出たのち、左折して徒歩1分です。

< りんかい線 > 改札を出て右側(A2出口)のエスカレーターをご利用ください。

< 東急大井町線 > 改札を出て右折し JR 線に沿ってお進みください。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。